年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは56万円に訂正することが必要である

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から7年11月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成5年7月から7年10月までの期間の標準報酬月額が50万円とされているが、当時の給与額の56万5,000円に相当する厚生年金保険料が控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、 平成5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは 56万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日 (8年1月21日)より後の同年6月27日付けで、5年7月1日まで遡って 50万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所において、平成8年6月27日付けで、申立人と同様に、 12名の標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるところ、別の取締役及び元同僚は、「申立人は、制作部で編集や営業を担当しており、名目だけの取締役であり、社会保険事務に関与する立場になかった。退職後は、会社に関わりはなかった。」と供述している上、当該遡及訂正処理が行われた平成8年6月27日時点で、申立人が同社を退職してから約7か月が経過していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成8年6月27日付けで行われた標準報酬

月額の遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、当該訂正処理を行う合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B製作所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から22年4月20日まで 厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、 A社B製作所の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について勤務していた事実が確認できる労働者年金保険被保険者手帳を提出するので、被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二男が、申立人の年金記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人が所持している労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票によると、申立人のA社B製作所における被保険者資格の取得日は、昭和17年1月1日(労働者年金保険料の徴収開始が同年6月1日であるため、実質上の被保険者資格取得日は同年6月1日となる。)であることが確認できる。

一方、健康保険労働者年金保険被保険者名簿には申立人の資格喪失日は記載されていないところ、A社の子会社であるD社は、「厚生年金保険被保険者名簿(終戦時)では、申立人の氏名は確認できない。当該名簿以外の資料は残っていない。」と回答している。

しかし、「A社 40 年史」によれば、A社では、終戦処理として、昭和 20

年8月23日及び同年9月30日の2回に分けて人員整理を行い、1回目の人員整理においては、従業員に同年8月末日まで有給休暇を与え休業とし、同年8月20日から全部帰宅あるいは帰郷させたとの記述が確認できるところ、申立人に係る戸籍謄本の附票によると、申立人は、同年8月17日に出身地であるE市に住所を定めていることから、当該1回目の人員整理により帰郷したものと考えられる。

また、同郷の元同僚は、「申立期間当時は、申立人と同じ寮に住んでいて、同じ工場で作業していた。私が、海軍に召集されて、昭和 19 年 10 月に入営した後も、申立人は終戦まで勤務していたようである。」と供述している。

さらに、健康保険労働者年金保険被保険者名簿における申立人の前後の元 同僚の記録を見ても、その多くが昭和 20 年9月1日に被保険者資格を喪失 していることが確認できる。

加えて、i)健康保険労働者年金保険被保険者名簿に資格取得日の記載は確認できるが、資格喪失日の記載がないこと、ii)申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)について、社会保険業務センター(当時)は、「索出できない」と回答していることから、当時の社会保険事務所における記録管理が適正でなかった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B製作所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年9月1日とすることが妥当であると判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 17 年1月1日の申立人の被保険者資格取得時に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、40円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月1日から22年4月20日までの期間 については、上記の同郷の者を含む複数の元同僚に照会しても、申立人の当 該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言が得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

昭和17年4月から20年8月までA社に旋盤工として勤務したが、この期間の記録が空白となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者手帳記号番号 払出簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人 のA社における被保険者資格の取得日は、昭和17年4月1日(労働者年金 保険料の徴収開始が同年6月1日であるため、実質上の被保険者資格取得日 は同年6月1日となる。)であることが確認できる。

一方、申立人は、「終戦後、工場が閉鎖するまで勤務した。」と主張しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、当該事業所における資格喪失日に係る記載が無い。

しかし、当該事業所の複数の元同僚は、「旋盤工として、申立人と一緒に 昭和17年4月から、工場が閉鎖した20年8月31日まで勤務した。自分の 年金記録は、17 年6月1日から 20 年9月1日までとなっており、申立人の厚生年金保険の記録も同じはずである。」と証言しており、申立人が当該事業所の工場閉鎖時まで継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の工場閉鎖時期については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前のある者でオンライン上に被保険者記録が確認できた 162 名のうち 148 名が昭和 20 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、複数の元同僚の証言どおり同年 8 月 31 日であったことがうかがえる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に申立人の資格喪失日に係る記載が無いことについて、年金事務所では、「申立人の資格喪失日を特定することができない。」と回答するのみで、当該事情に係る原因も明らかでないことから、当時の社会保険事務所における申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20 年 9 月 1 日とすることが妥当であると判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 17 年4月1日の申立人の被保険者資格取得時に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における資格取得日は昭和17年6月1日、 資格喪失日は20年8月23日であると認められることから、申立期間①に係 る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正すること が必要である。

また、申立期間②に係るA社における資格取得日は昭和 20 年8月 23 日、 資格喪失日は 21 年5月 16 日であると認められることから、申立期間②に係 る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正すること が必要である。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額については、1万円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年8月23日まで

② 昭和20年8月23日から21年5月16日まで

昭和 15 年 4 月 1 日に A 社に入社して、製造部で働いていた。18 年 12 月 に軍隊に入営したが、その後も引き続き会社から給与は支払われていた。 当時の給与明細から保険料が控除されているにもかかわらず、A 社における被保険者期間の記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人は、昭和17年1月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人から提出された昭和 18 年 10 月分の給与明細書により、申立人が当時、A社に勤務し、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、B県が発行した軍歴証明書によると、申立人は、昭和 18 年 12 月 10 日にC軍D連隊に入営し、21 年 5 月 16 日に復員した旨記録されているこ

とが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該 事業所の多数の同僚に「(健康保険法)六十二条」の押印が確認できること から、申立期間当時の当該事業所は、徴集又は召集中の従業員について、引 き続き従業員として使用関係を継続させるとともに、被保険者資格も継続さ せていたものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 20 年 8 月 23 日に 一旦厚生年金保険の適用事業所でなくなったものの、同日付けで再度、適用 事業所となっていることが確認できるところ、上記の健康保険法第 62 条該当 の多数の同僚は、同日付けで被保険者資格を喪失及び再取得していることが 確認できる。

なお、当時の厚生年金保険法第 59 条の2では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、19 年 10 月 1 日以降の申立人が C軍に徴集されていた期間 (同年 10 月 1 日から 21 年 5 月 16 日まで) については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は労働者年金保険法において保険料徴収が開始された昭和17年6月1日、資格喪失日は20年8月23日、申立期間②に係る資格取得日は同年8月23日、資格喪失日は軍歴証明書において復員日とされる21年5月16日であると認められる。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険 法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第3条の規定に準じ、 1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、平成13年7月1日から同年8月1日までについて、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年9月まで

② 昭和58年12月から62年9月まで

③ 平成9年7月から13年7月まで

申立期間①から③までについては、標準報酬月額が、従前に比べて減額されている。

当時、会社からは特に減給等の処分を受けたことは無く、給与はずっと上がり続けていたはずなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、平成13年7月については、A社が保管する給与台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、当時の資料が保管されていないことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、給与台帳により確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成9年7月から11年11月までの期間及び12年12月から13年6月までの期間については、上記給与台帳によると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間③のうち、平成 11 年 12 月から 12 年 11 月までの期間については、当該事業所は給与台帳、源泉徴収簿等を保管していないものの、上記のとおり、前後の期間に係る給与台帳で確認できる保険料控除額の状況から判断すると、申立人は当該期間についても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと考えられる。

2 申立期間①について、当該事業所の元社会保険事務担当者及び複数の元 同僚は、「当時、課長代理以下の、係長、主任、社員には残業手当が支給 されていた。残業は所属部門や季節的要因で大きく増減し、給与額に影響 した。」と証言しているところ、当該事業所の保管する社員履歴によると、 申立人は、当該期間において残業手当の支給対象となる「社員」であった ことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期又はその前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚の中にも、申立期間①及びその前後約5年間に、標準報酬月額が従前よりも減額された者が多数確認できることを踏まえると、申立人の標準報酬月額の減額のみが不自然であるとは言い難い。

さらに、当該事業所は、申立期間①に係る給与台帳、源泉徴収簿等の関連資料は既に廃棄しており、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

3 申立期間②について、当該事業所において社会保険事務を担当していた 元取締役は、「B出張所に転勤した者には勤務地手当を支給した。本社に 帰任した場合は、勤務地手当は支給されなくなる。標準報酬月額の差は勤 務地手当の差である。」と証言しているところ、当該事業所が保管する社 員履歴によると、申立人は、昭和57年4月1日に同社B出張所に所長とし て赴任し、58年9月1日に本社へ帰任したことが確認でき、当該赴任及び 帰任時期は、申立人の標準報酬月額に係る随時改定の基準となった時期と 符合している。

また、当該事業所は、申立期間②に係る給与台帳、源泉徴収簿等の関連 資料は既に廃棄しており、このほか、申立人の当該期間における厚生年金 保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②、並びに申立期間③のうち、平成9年7月から13年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるこ とから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は78万3,000円、 申立期間②は7万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月4日

② 平成19年1月31日

平成18年8月4日及び19年1月31日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社が保管する平成 18 年及び 19 年の源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間①は 78 万 3,000 円、申立期間②は 7 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届の提出漏れがあったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年10月26日まで 昭和38年3月頃から同年10月25日まで、A社B営業所に営業の正規社 員として勤務した。

研修期間を終えた直後の昭和38年5月1日に社員バッジと書類等を頂き、 そのバッジを胸に、張り切って連日深夜まで働いていた。

申立期間については、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。 しかし、当該複数の元同僚からは、申立人の当該事業所における具体的な勤 務期間について証言を得ることができなかった。

また、当該事業所において申立期間当時の経理担当であった者を含む複数の元同僚は、「会社は、全ての営業マンと販売の委託契約を結び、歩合制で報酬を支払っていた。厚生年金保険に加入させるか否かは、営業成績を評価して判断していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人が記憶している元同僚の中には、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない者がいることから、申立期間当時、当該事業所においては、必ずしも社員全員について厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の 関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は所在が不明であることから、 申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認で きない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。